

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が平成30年7月18日に提起した処分庁による情報一部公開決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求①」という。）及び平成30年9月13日に提起した処分庁による情報一部公開決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求②」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求①に係る処分のうち弁護士報酬に係る部分及び負担兼命令額を非公開とした部分並びに本件審査請求②に係る処分のうち弁護士報酬に係る部分を非公開とした部分を取り消す。

事案の概要

1 本件審査請求①について

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年6月30日付けで、情報公開請求書により、平成30年1月1日以降、A弁護士を指定業者とする業者指定依頼書又はそれに類するもの及び平成30年1月1日以降、A弁護士に支払った報酬等の支出決定兼命令書又はそれに類するものの情報について、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号。

以下「条例」という。)第6条の規定による公開の請求(以下「本件公開請求①」という。)をした。

(2) 処分庁は、本件公開請求①に対し、条例第7条第1項及び第10条の規定により、次に掲げる内容のとおり情報の一部を公開することを決定し、審査請求人に対し、平成30年7月13日付けで、情報一部公開決定通知書(平成30年7月13日30葛総総第403号)により通知(以下「本件処分①」という。)をした。

ア 委任契約書のうち、「相手方の住所及び地番」「相手方の氏名」、「着手金」、「報酬金」、「受任弁護士の印影」に係る部分を非公開とし、その余の部分を公開とする。

イ 支出負担行為何兼支出命令(伝票番号1100069687-00-00)のうち、「更新後執行可能額」、「控除額」、「負担兼命令額」、「事件番号」、「着手金及び報酬額並びにこれらの合計額」、「振込金融機関名」、「店舗名」、「口座番号」に係る部分を非公開とし、その余の部分を公開とする。

ウ 支出負担行為何兼支出命令(伝票番号1100003372-00-00)のうち、「更新後執行可能額」、「控除額」、「負担兼命令額」、「事件番号」、「着手金及び報酬額並びにこれらの合計額」、「振込金融機関名」、「店舗名」、「口座番号」に係る部分を非公開とし、その余の部分を公開とする。

(3) 平成30年7月18日、審査請求人は、処分庁に対し、本件処分①のうち、弁護士報酬に係る部分及び負担兼命令額を非公開とする部分の取消しを求める審査請求を提起した。

2 本件審査請求②について

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年8月29日付けで、情報公開請求書により、葛飾区とA弁護士との間で交わされた委任契約書及びその起案書並びにA弁護士からの請求書の情報について、条例第6条の規定による公開の請求(以下「本件公開請求②」という。)をした。

(2) 処分庁は、本件公開請求②に対し、条例第7条第1項及び第10条の規定により、次に掲げる内容のとおり情報の一部を公開することを決定し、審査請求人に対し、平成30年9月12日付けで、情報一部公開決定通知書(平成30年9月12日30葛総総第602号)により通知(以下「本件処分②」という。)をした。

ア 委任契約書のうち、「相手方の住所及び地番」「相手方の氏名」、「着手金」、「報酬金」、「受任弁護士の印影」に係る部分を非公開とし、その余の部分を公開とする。

イ 起案書（29葛総総第1063号）のうち、「個人の氏名」、「個人の住所及び地番」、「事件番号」、「着手金及び報酬金」に係る部分を非公開とし、その余の部分を公開とする。

ウ 請求書（平成30年3月29日付け、同年4月10日付け及び同年7月2日付け）のうち、「請求額」、「着手金」、「報酬金」、「事件番号」、「弁護士の印影」に係る部分を非公開とし、その余の部分を公開とする。

(3) 平成30年9月13日、審査請求人は、処分庁に対し、本件処分②のうち、弁護士報酬に係る部分を非公開とする部分の取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

事業を営む個人の当該事業に不利益な情報とは、事業者の経営に重大な影響を及ぼす特殊なノウハウや内部情報等であり、弁護士報酬は特殊な情報ではないし、当該事業者はインターネット上において契約金額等を公開しているため、事業運営上の不利益な情報ではない。また、弁護士報酬の額を公開することは、公正で民主的な区政の運営、適正な財政支出等を区民が知る権利を保障し、区の諸活動に関し区民に説明する責務を全うするため、必要なことである。

さらに、本件の弁護士報酬は公金の支出に当たるため、社会的妥当性及び客観的合理性を考慮した上で、その額が決定されるものであり、当該弁護士の経営方針等を反映した機微な情報ではない。また、同種事件であっても契約金額が異なるのは当然であり、これをもって、当該弁護士の今後の受任契約に影響を及ぼし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられない。

したがって、条例第9条第3号アに該当する情報であることを理由とした、本件処分①のうち弁護士報酬に係る部分及び負担兼命令額を非公開とする部分並びに本件処分②のうち弁護士報酬に係る部分を非公開とする部分は違法であり、取り消されるべきであ

る。

2 処分庁の主張

弁護士報酬は、事件の内容、難易度、解決に当たっての弁護士の貢献度、これらに対する依頼者の評価、依頼者の資力等の事情を勘案して決定されるため、弁護士報酬に係る部分は、当該弁護士にとってその経営方針等を反映した機微な情報である。

また、本件に係る弁護士報酬の額は、当該弁護士が所属する法律事務所がホームページ上で公開している弁護士報酬の額とは異なり、非定型的なものであるから、当該部分を公にすると、当該弁護士の今後の受任契約に影響を及ぼし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、弁護士報酬に係る部分は、条例第9条第3号ア（公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報）に該当する。

以上から、本件処分①及び本件処分②は、条例の定めるところに従い適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件に係る条例等の規定について

(1) 条例

ア この条例は、区民の知る権利を保障し、区政に関する情報の公開を求める区民の権利を明らかにすることにより、区民の区政への参加の促進及び区政への信頼の確保を図るとともに、区が区政の諸活動について区民に説明する責務を全うし、もって公正で開かれた区政を推進することを目的とする（第1条）。

イ 実施機関は、情報の公開を求める区民の権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されることのないように、最大限の配慮をしなければならない（第3条）。

ウ 何人も、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる（第5条）。

エ 情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関…に提出しなければならない（第6条）。

オ 実施機関は、前条に規定する請求があった場合は…、当該請求に係る情報の公開の可否…を決定しなければならない（第7条第1項）。

カ 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報…が含まれているときは、当該情報を公開しないことができる（第9条）。

(ア) 法令の規定により公開することができないとされている情報

(イ) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

a 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

b 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

c 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(ウ) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる

情報を除く。

- a 公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報
- b 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもので、法人等又は事業を営む個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(エ) 区政執行に関する情報で次に掲げるもの

- a 監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実施要領、職員の選考、勤務評定及び人事記録、契約の予定価格、用地買収計画、争訟、交渉の方針その他の事務事業に関する情報で、公開することにより当該事務事業又は同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に支障が生ずるおそれのあるもの
- b 区と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、指示等により作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの
- c 区の内部又は区と国等との間における審議、協議、検討、調査等（以下「審議等」という。）の意思形成過程における情報で、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれのあるもの
- d 実施機関（区長を除く。）、区の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録その他の情報で、当該合議制機関等の議事運営規程、議決又は決定によりその全部又は一部について公開しない旨を定めているもの及び公開することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれのあるもの
- e 公開することにより人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの

キ 前条の場合において、実施機関は、非公開情報とそれ以外の情報とを、当該請求

の趣旨を損なわない程度に、かつ、容易に分離できるときは、非公開情報に係る部分を除いて公開するものとする（第10条）。

(2) 弁護士職務基本規程（平成16年11月10日日本弁護士連合会会規第70号）

弁護士は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない（第24条）。

(3) 弁護士の報酬に関する規程（平成16年2月26日日本弁護士連合会会規第68号）

ア 弁護士等は、弁護士等の報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置かなければならない（第3条第1項）。

イ 弁護士等は、弁護士等の報酬に関する自己の情報を開示し、及び提供するよう努める（第6条）。

2 弁護士報酬に係る情報が条例第9条第3号アに規定する非公開情報に該当するかについて

(1) 条例第9条第3号アは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報」を非公開情報と定める。

弁護士は事業を営む個人であり、弁護士報酬は当該事業に関する情報であるから、弁護士報酬に係る情報が条例第9条第3号アに規定する非公開情報に該当するか否かは、弁護士報酬に係る情報を「公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる」かによる。

(2) この点に関し、処分庁は、弁護士報酬に係る部分は当該弁護士にとってその経営方針等を反映した機微な情報であり、また、本件に係る弁護士報酬の額は非定型的なものであるから、当該部分を公にすると、当該弁護士の今後の受任契約に影響を及ぼし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる、と主張する。

(3) しかし、「公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報」とは、当該情報が公開されることにより、事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されることが客観的に明白であるものをいい、その判断は、当該情報の内容・性質を始めとして、事業内容、当該情報が事業活動等においてどのような意味を

有しているか等の諸般の事情を総合してなされるべきものと解するのが相当である。

- (4) 弁護士職務基本規程は、「弁護士は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない」（第24条）と定め、弁護士の報酬に関する規程は、「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置かなければならない」（第3条第1項）、「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する自己の情報を開示し、及び提供するよう努める」（第6条）と定める。

そのため、多くの弁護士がホームページ等で自らの報酬基準を公開し、本件の弁護士が所属する法律事務所も同様にホームページで報酬基準を公開していることから、弁護士報酬に係る情報が公開されることにより、当該弁護士の競争上及び事業運営上の地位が侵害されとはいえない。

- (5) もっとも、弁護士は、報酬基準を作成しているとしても、事案に応じて基準から増減額した報酬の額を提示することができ、本件に係る弁護士報酬の額も非定形的なものであった。

しかし、弁護士費用について、本件の弁護士が所属する法律事務所の弁護士費用規程において「依頼者と協議の上、依頼者の経済的資力・事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、…適正かつ妥当な範囲内でこれを増減額し、若しくは免除することができます」（第7条第1項）と定めるように、弁護士費用が報酬基準や他の依頼者のものと異なる場合があることは、十分に理解することができる。

本件に係る弁護士報酬の額が非定型的なものであったとしても、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮して、報酬基準とは異なる額で合意されたものであると考えるのが通常であり、他の依頼者が、自分が不当に高い報酬を支払っているのではないか等、不信や不満を抱き、当該弁護士の今後の事業活動等において、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されることが客観的に明白であるとはとはいえない。

よって、弁護士報酬に係る情報は、条例第9条第3号アに規定する非公開情報には当たらない。

- (6) したがって、条例第9条第3号アに規定する非公開情報に当たるとして行った、本件処分①のうち弁護士報酬に係る部分及び負担兼命令額を非公開とする部分並びに本

件処分②のうち弁護士報酬に係る部分を非公開とする部分は、違法な処分であり、これを取り消すこととする。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求①及び本件審査請求②には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年6月21日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳